

2021年10月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ リ ア ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 五 石 順 一
(コード番号：6182)
問 合 せ 先 取 締 役 荒 川 健 人
グループ管理本部長
(TEL. 03-5215-5678)

外部機関からの指摘及び同指摘を踏まえた特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社の会計処理に対して、2021年10月11日から12日にかけて外部機関からその妥当性に対して指摘事項がございました。当社は、本日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置し、同指摘事項に対する調査を行うことといたしましたので、以下のとおりお知らせします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 外部機関からの指摘事項の概要

2021年10月11日から12日にかけて、当社及び当社会計監査人に対して、当社MT事業における開発プロジェクト及びプロダクトの一部について、過年度の「収益認識および期間帰属の妥当性」及び当期も含めた「ソフトウェア資産計上の妥当性」についての指摘事項がございました。

※「収益認識および期間帰属の妥当性」については2020年2月期から2021年2月期にかけての取引
「ソフトウェア資産計上の妥当性」については2019年2月期ころから当期にかけての取引

2. 特別調査委員会による調査について

当社は、会計監査人より、「外部機関からの指摘事項について、同指摘事項を踏まえた調査委員会設置及びその報告を経ない限り、会計監査・レビュー手続を完了できない旨」の報告を受け、本指摘事項の妥当性を公平に判断していただくために特別調査委員会を設置することといたしました。

<特別調査委員会の構成>

- ・委員長：中原健夫（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）
- ・委員：倉橋博文（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）
- ・委員：井上寅喜（公認会計士 株式会社アカウンティング・アドバイザー）

<調査事項>

- ・本件に関する事実関係及び会計処理の調査
- ・本件による連結財務諸表への影響額の確定
- ・類似取引の有無の調査
- ・本件が生じた原因の分析と再発防止策の立案
- ・その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

<調査期間>

2021年10月15日より2021年11月29日まで(予定)

3. 今後の対応について

調査が完了次第、調査結果及び業績に与える影響その他開示すべき事項について、速やかにお知らせいたします。

以上